

広島市告示（佐伯区）第30号
令和8年4月1日

地方自治法（昭和22年法律67号）第243条の2の規定に基づき、広島市老人いこいの家新宮山荘、広島市老人いこいの家窓山荘、広島市老人いこいの家さつき荘、広島市老人いこいの家八幡荘、広島市老人いこいの家倉重荘、広島市老人いこいの家五日市荘、広島市老人いこいの家楽々荘、広島市老人いこいの家美隅荘の使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

1 委託を受けた者

広島市南区松原町5番1号

社会福祉法人広島市社会福祉協議会

代表者 会長 田村 興造

2 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和8年3月10日

3 委託する期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日